令和 3 年 11 月 5 日

各　位

前理事長の不起訴処分をうけて

当法人が業務上横領として刑事告発しておりました事件について、熊本地方検察庁より、前理事長の不起訴処分（令和 3 年 10 月 29 日付け）について、通知を受けましたことをご報告します。

当法人としては、不起訴処分については極めて不本意な結果であり、今後の対応について慎重に検討してまいります。

地方独立行政法人くまもと県北病院
理事長　山下　康行